

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

特別職の身分の取扱いについて

特別職の職員（市議会議員、農業委員会委員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のように調整する。

市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。

教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の人数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併までに調整する。

公平委員会については、新市において、設置するか他の団体に事務委託するか合併までに調整する。

審議会、委員会等の附属機関については、5 町 2 村すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものについては、原則として統合する。

1 町村ないし複数町村に設置されているものは、合併後速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度のもとに調整する。

その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額等をもとに調整し、合併時に設置する。